

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第四十六号

平成十六年

十月十二日

火 曜 日

目 次

告 示

字の名称変更……………一

公安委員会

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則……………四

告 示

山梨県告示第四百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、笛吹市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成十六年十月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の名称	変更後の字の名称
市部	石和町市部
井戸	石和町井戸
今井	石和町今井
上平井	石和町上平井
唐柏	石和町唐柏
川中島	石和町川中島

窪中島	石和町窪中島
小石和	石和町小石和
河内	石和町河内
砂原	石和町砂原
下平井	石和町下平井
中川	石和町中川
八田	石和町八田
東油川	石和町東油川
東高橋	石和町東高橋
広瀬	石和町広瀬
松本	石和町松本
山崎	石和町山崎
四日市場	石和町四日市場
井之上	御坂町井之上
大野寺	御坂町大野寺
尾山	御坂町尾山
金川原	御坂町金川原

金沢	一ノ宮	市之蔵	石	新巻	八千蔵	二之宮	成田	夏目原	藤野木	竹居	蕎麦塚	下野原	下黒駒	国衛	栗合	上黒駒
一宮町金沢	一宮町一ノ宮	一宮町市之蔵	一宮町石	一宮町新巻	御坂町八千蔵	御坂町二之宮	御坂町成田	御坂町夏目原	御坂町藤野木	御坂町竹居	御坂町蕎麦塚	御坂町下野原	御坂町下黒駒	御坂町国衛	御坂町栗合	御坂町上黒駒

坪井	土塚	田中	竹原田	千米寺	末木	地藏堂	下矢作	塩田	小城	国分	狐新居	北都塚	北野呂	神沢	上矢作	金田
一宮町坪井	一宮町土塚	一宮町田中	一宮町竹原田	一宮町千米寺	一宮町末木	一宮町地藏堂	一宮町下矢作	一宮町塩田	一宮町小城	一宮町国分	一宮町狐新居	一宮町北都塚	一宮町北野呂	一宮町神沢	一宮町上矢作	一宮町金田

石橋	米倉	南	増利	奈良原	永井	竹居	高家	北	岡	大間田	本都塚	南野呂	東原	東新居	橋立	中尾
境川町石橋	八代町米倉	八代町南	八代町増利	八代町奈良原	八代町永井	八代町竹居	八代町高家	八代町北	八代町岡	八代町大間田	一宮町本都塚	一宮町南野呂	一宮町東原	一宮町東新居	一宮町橋立	一宮町中尾

下岩下	鎮目	小松	国府	桑戸	熊野堂	加茂	三柵	前間田	坊ヶ峯	藤壘	寺尾	小山	小黒坂	大坪	大黒坂	大窪
春日居町下岩下	春日居町鎮目	春日居町小松	春日居町国府	春日居町桑戸	春日居町熊野堂	春日居町加茂	境川町三柵	境川町前間田	境川町坊ヶ峯	境川町藤壘	境川町寺尾	境川町小山	境川町小黒坂	境川町大坪	境川町大黒坂	境川町大窪

寺本	春日居町寺本
徳条	春日居町徳条
別田	春日居町別田

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十二号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十月十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和六十年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「東八代郡石和町市部、八田、川中島、窪中島、松本及び山崎」を「笛吹市石和町市部、石和町八田、石和町川中島、石和町窪中島、石和町松本及び石和町山崎」に改める。

別表第一の二の項第四号中「主要地方道甲府敷島葦崎線」を「主要地方道甲府葦崎線」に改め、同項第十八号中「東八代郡石和町市部」を「笛吹市石和町市部」に、「同町四日市場」を「同市石和町四日市場」に改め、同表七の項中「東八代郡石和町市部」を「笛吹市石和町市部」に、「同町川中島」を「同市石和町川中島」に改め、同表八の項中「東八代郡石和町八田地内東文化橋」を「笛吹市石和町八田地内東文化橋」に、「同町山崎」を「同市石和町山崎」に、「同町と東山梨郡春日居町」を「旧東八代郡石和町と旧東山梨郡春日居町」に、「経て東八代郡石和町八田」を「経て同市石和町八田」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。